

市民税・県民税

毎年1月1日現在、市内に住民登録のある方に対して課税されます。前年中の所得（収入から必要経費を差し引いたもの）をもとに計算され、パートやアルバイト収入も課税の対象となります。

■税額

一律にかかる均等割と、所得に応じてかかる所得割で計算されます。

- ・均等割額 年 5,200 円（市民税 3,000 円、県民税 2,200 円）
- ・所得割額 課税所得額×税率10%（市民税6%、県民税4%）－税額控除
※課税所得額＝所得金額－所得控除額

- ・森林環境税 1,000 円

■課税の対象

給与収入のみの場合	市民税・県民税	
	所得割	均等割
93 万円以下	非課税	非課税
93 万円超～100 万円以下		課税
100 万円超～	課税	

※扶養親族がない場合の計算となります。

■市民税・県民税の申告

前年に所得のあった方は、毎年3月15日までに所得金額を申告しなければなりません（所得税の確定申告をした方は不要）。

なお、給与所得者で年末調整されている方や公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は申告の必要はありませんが、医療費や社会保険料、生命保険料などの各種控除を加える場合は、所得税の確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。

固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に対して課税されます。1月2日以降に売却や取り壊しなどをしても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■固定資産の評価額

評価額は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定し、原則として3年ごと（償却資産は毎年度）に評価を見直すことになっております。

■税額

評価額をもとに決定した課税標準額に税率1.4%を乗じて計算されます。

土地については、住宅用地の特例措置があり、家屋については新築、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修等の減額措置があります。また、東日本大震災で被災された方への減額措置もございますので、詳しくはお問い合わせください。

軽自動車税

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に対して課税されます。4月2日以降に廃車などをしても、その年度

分の税金は全額納めていただくことになります。

■申告

軽自動車等を取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったときは、15日以内に次のところへ申告してください。

車 種	申告場所
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	税務課、各出張所
軽四輪車 (660cc 以下)	宮城県軽自動車協会 〒983-0013 仙台市宮城野区中野 4-1-38 ☎050-3816-1830
軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc 超)	東北運輸局宮城運輸支局 〒983-8540 仙台市宮城野区扇町 3-3-15 ☎050-5540-2011

■税額

車種、排気量により計算されます。排ガス・燃費性能の基準によるグリーン化特例（軽課）や登録年数による経年車重課の制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ご当地ナンバーについて

富谷市では、原動機付自転車用については、通常ナンバーと当市のPRを目的としたご当地ナンバーを選択できます。

また、すでに登録している車輛でも希望により交換できます。※標識番号は選択できません。

対象車種

- 50cc 以下（白色）
- 90cc 以下（黄色）
- 125cc 以下（桃色）



ご当地ナンバー

税の各種証明書など

個人の秘密に関わりますので、代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です（市民税・県民税非課税証明書は、同一世帯の方からの申請であれば、委任状は必要ありません。）。窓口では、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）の提示をお願いします。

種 類	手数料	種 類	手数料
市民税・県民税所得証明書	300 円	固定資産税評価証明書	300 円
市民税・県民税課税証明書	300 円	固定資産税公課証明書	300 円
市民税・県民税非課税証明書	300 円	住宅用家屋証明	1,300 円
納税証明書	300 円	名寄帳の写し	300 円
車検用納税証明書	無料	公図の写し	300 円

税金の減免

税

生活保護を受けたり、災害にあった場合などに市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税などが減免される場合があります。また、身体障がい者等の人が軽自動車を所有している場合の軽自動車税も減免される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

口座振替をご利用ください

市税等の納付は便利な口座振替をおすすめします。口座振替を利用すれば、納め忘れの心配がなくなります。

・取扱金融機関

七十七銀行※・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行※・古川信用組合※・仙台農業協同組合・荘内銀行※・全国のゆうちょ銀行

※がついているものは Web で口座振替の申込みが可能です。詳細は市ホームページをご覧ください。



・ご利用できる市税、保険料

市民税・県民税（普通徴収） 固定資産税
軽自動車税（種別割） 国民健康保険税（普通徴収）
介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

市税及び保険料の年金天引

市税（国民健康保険税、市民税・県民税）及び保険料（介護保険料、後期高齢者医療保険料）については、年額 18 万円以上の年金を受給している方は、原則年金天引きになります。

ただし、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、介護保険料とそれぞれの合計額が年金受給額の 1/2 を超える場合などには年金天引きにはなりません。

また、市民税・県民税は、年金所得から生じた税額だけが年金天引きの対象となります。

種 類	対象年齢(4/1現在の満年齢)	対象年金
介護保険料	65 歳以上	老齢（退職）、障害、遺族年金
国民健康保険税	加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満	
後期高齢者 医療保険料	75 歳以上 (特例対象者は 65 歳以上)	
市民税・県民税	65 歳以上	老齢（退職）年金

市税などの納期限

納期限は、各納付月の末日です（末日が土・日、祝日等の場合は、翌開庁日が納期限となります）。

種 類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税（普通徴収）			1 期		2 期		3 期		4 期			
固定資産税		1 期		2 期		3 期		4 期				
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税（普通徴収）	1 期		2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	
介護保険料（普通徴収）			1 期		2 期		3 期		4 期		5 期	
後期高齢者医療保険料（普通徴収）				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期

市税等は、定められた納期限までに納めましょう。納期限を過ぎると延滞金や、督促状が発送された場合は督促手数料が加算されます。

市税・保険料の納付場所

■金融機関本支店

七十七銀行・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行・仙台農業協同組合・古川信用組合・荘内銀行

■富谷市役所

富谷市役所会計課・富ヶ丘出張所・東向陽台出張所・あけの平出張所・日吉台出張所・成田出張所

■ゆうちょ銀行・郵便局

宮城県・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県に所在するゆうちょ銀行

※介護保険料・後期高齢者医療保険料については、富谷市専用の払込取扱票があれば上記 6 県以外の店舗での納付も可能となりますので、税務課（☎ 358-0519）にお問い合わせください。

■コンビニエンスストア

MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100

■スマートフォン決済

Pay Pay、LINE Pay 請求書支払い、PayB、支払秘書

※スマートフォン決済では領収書が発行されませんのでご了承ください。

※次の場合はコンビニ、スマートフォン決済で納付できません。

- ・介護保険料・後期高齢者医療保険料
- ・バーコードの印字がないもの
- ・バーコードがあっても読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・1 通あたりで金額が 30 万円を超えるもの

※納期限が過ぎたものは、納付できない場合があります。

■共通納税（「eL-QR」付き納付書のみ）

全国の QR コード対応金融機関、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ページ番号納付

詳細は、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※次の場合は共通納税で納付できません。

- ・「eL-QR」があっても読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの

※納期限が過ぎたものは、納付できない場合があります。